

## 代理人による申請／受理について

申請者本人による申請・受理を原則としていますが、やむを得ない場合は、代理人でも可能です。ただし、申請か受理か、どちらか1回は必ず申請者本人に窓口までお出向いただき、顔写真のついている公的な身分証明書での本人確認を行います。

### ■ 代理人による申請

やむを得ない理由により本人が申請できない場合には、代理人が申請を行うことができます。ただし、受取りは必ず申請者本人になります。

#### 代理人申請に必要なもの

- ・ 申請に必要な書類一式
- ・ やむを得ない理由を記した委任状（切り取ってご使用ください）
- ・ 代理人の顔写真がついている公的な身分証明書（原本）
- ・ 申請者本人の顔写真がついている公的な身分証明書（写し可）

### ■ 代理人による受理

申請者本人が申請した場合に限り、やむを得ない理由により本人が受理できない場合には代理人が受理を行うことができます。

代理人による申請をしたときは、受取りは必ず申請者本人になります。

#### 代理人受理に必要なもの

- ・ 交付通知はがき
- ・ 印鑑（認印可）
- ・ 既存の二級又は木造建築士免許証もしくは免許証明書  
※（新規、再交付（亡失）申請者は除く）
- ・ やむを得ない理由を記した委任状（切り取ってご使用ください）
- ・ 代理人の顔写真がついている公的な身分証明書（原本）
- ・ 申請者本人の証明写真がついている公的な身分証明書（写し可）

## 委 任 状

私は、

代理人住所

代理人氏名

代理人生年月日

代理人連絡先

（自宅・勤務先・携帯）

を代理人と定め、

「

」の { 申 請 }  
{ 受 理 } を

委任します。委任をするやむを得ない理由は以下の通りです。

平成 年 月 日

（委任者）

委任者住所

委任者氏名（自署）

印

委任者生年月日

委任者連絡先

（自宅・勤務先・携帯）

き  
り  
と  
り